

山梨県公報

号外第二十八号

令和元年

十月十五日

火曜日

目次

条 例

○山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例……………一

条例のあらまし

○山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例(条例第十七号)(人事課)

- 1 新たな教育委員会制度への移行後における教育長の職務及び職責に鑑み、教育長の給料の額を月額八十九万円に引き上げる改定を行うこととした。
- 2 この条例は、公布の日から施行し、平成三十一年四月一日から適用することとした。

条 例

山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年十月十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県条例第十七号

山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例の一部を改正する条例

山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例(昭和二十五年山梨県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「七十九万円」を「八十九万円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例(次項において「改正後の条例」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(給料の内払)

- 2 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の山梨県教育委員会教育長の給料等に関する条例の規定に基づいて支給された給料は、改正後の条例の規定による給料の内払とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番